

請

書

委託業務名	令和８年度黒潮消防署航空機給油取扱所施設点検委託業務
業 務 内 容	仕様書のとおり
委 託 料	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
履 行 期 間	令和 年 月 日から令和８年12月25日まで

上記の委託業務については、次の事項に従い、誠実に履行します。

- 1 貴職の承諾を受けなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することはしないこと。
- 2 この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。9において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を貴職に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 3 履行期限内に本業務の完了を厳守すること。
- 4 業務の施行に関しては、貴職の示す仕様及び指示（以下「仕様等」という。）に従うこと。
- 5 この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
- 6 業務が完了したときは、速やかに届け出て貴職の検査を受けること。
- 7 業務の施行が仕様等に適合しない場合において、貴職から仕様等に基づく補正の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託料の増額又は履行期限の延長の請求はできないこと。
- 8 検査に合格した後、支払の請求を行い委託料の支払を受けること。
- 9 次の（１）から（12）までのいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
 - （１） 11に定める理由以外の理由により、履行期限後相当の期間内に本業務を完了する見込みが明らかでないとき。
 - （２） （１）のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
 - （３） 当方が暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - （４） 役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
 - （５） 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - （６） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （７） 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

- (8) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (11) (3)から(10)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) 2に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 10 9に定めるところによりこの契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の違約金を貴職の指定する期限までに支払うこと。
- 11 天災事変その他当方の責めに帰することができない理由によって、履行期限までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に履行期限の延長について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、12に定める損害金を支払うこと。
- 12 11に定める理由以外の理由によって、履行期限内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、損害金（委託料から出来高部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を請けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。計算した損害金の額が、100円未満である場合を除く。））を支払い、業務を完了させること。
- 13 契約の履行に当たり、貴職及び第三者に損害を及ぼしたときは、当方の負担においてその賠償をすること。
- 14 1から13までに定めのない事項については、必要に応じて貴職と協議して定めること。

高知県

契約担当者 高知県知事 濱田 省司 様

令和 年 月 日

住所
氏名

印